

改正案	現行
<p>（財務に関する監査、分析その他の実務）</p> <p>第二条 法第十五条第一項第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、次のいずれかに該当するものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。</p> <p>イ 資本金額（資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。）が五億円以上の法人</p> <p>ロ 金融商品取引法第九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない法人</p> <p>ハ イ又はロに掲げるものと連結して財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）を作成するものとされる者として内閣府令で定める法人</p> <p>二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立</p>	<p>（財務に関する監査、分析その他の実務）</p> <p>第二条 法第十五条第一項第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、資本金額（資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。）五億円以上のものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立</p>

された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。

三 前号に掲げるものを除くほか、国、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

(公認会計士に係る著しい利害関係)

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

一 公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。以下同じ。）をしようとする財務書類に係る会計期間（法第二十四条の三に規定する会計期間をいう。以下同じ。）の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に当該財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社等」という。）の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）であつた場合

二〇九（略）

された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。

三 前号に掲げるものを除くほか、国及び地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

(公認会計士に係る著しい利害関係)

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

一 公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。以下同じ。）をしようとする財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）に係る会計期間（法第二十四条の三に規定する会計期間をいう。以下同じ。）の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に当該財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社等」という。）の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）であつた場合

二〇九（略）

2・3 (略)

第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に該当することにより有価証券報告書（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号並びに第三十条第三号及び第六号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に該当することにより有価証券報告書（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ (略)

二 (略)